

## 令和4年度「なんさつ応援プロジェクト」二次募集 募集要項

### 1 趣旨

南薩地域において、地域貢献、地域社会づくり、地域課題の解決など地域活性化の推進のために団体等が実施する事業に対して事業費の一部補助を行います。

### 2 対象となる事業

一般枠の対象事業は、以下に示す1から6までの要件いずれにも該当する事業とします。特別枠の対象事業は1から6に加え、7を含む内容であることとします。

なお、令和4年度「なんさつ応援プロジェクト」にて既に交付決定された団体については、対象となりません。

- 1 南薩地域（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）において実施する事業であること。
- 2 団体等が地域貢献、地域社会づくり、地域課題の解決などを目指して実施し、地域活性化に資することが期待できる事業であること。
- 3 団体等が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 4 当該事業が一過性の取組ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりが見込めるものであること。
- 5 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 6 同一年度において、県の補助等を受けていない事業であること。
- 7 特別枠は、4応募枠(1)特別枠の対象事業に当てはまる事業内容であること。

〈補助の対象とならない事業例〉

- ・ 物品の購入や施設整備のみを目的とした事業（自治会用掲示板の設置、AEDの購入等）
  - ・ 懇親や娯楽だけを目的とする事業（慰安旅行、カラオケ大会等）
  - ・ 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
  - ・ 参加の機会が一部の住民のみに限られる事業（趣味やスポーツサークル活動等）
  - ・ 効果が一時的で継続的な事業執行を必要とする事業（草刈り、樹木伐採等）
  - ・ 補助金のほとんどを委託料で支出する事業（業者に委託したパンフレット制作作業等）
  - ・ 周年記念のみを目的とする事業（自治会設立〇周年記念事業等）
  - ・ 営利活動を目的とする事業（物販中心のイベント等）
- ※ 上記以外にも補助の趣旨に沿わないと判断される事業は、補助の対象外となります。

### 3 応募できる団体

事業主体は、集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体、観光団体、商工団体等の団体（これらの団体を含む各種実行委員会も対象となります。法人格の有無は問いません。）で、次の要件に該当することが必要です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報

告書等を所管庁に提出していること。

- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
  - ウ 暴力団
  - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
  - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
  - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (6) 上記(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。
- ア 暴力団  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - イ 暴力団員等  
鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
  - ウ 法人等  
法人その他の団体をいう。
  - エ 役員等  
次に掲げる者をいう。
    - (ア) 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
    - (イ) 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

#### 4 応募枠

応募書類の事業企画書（別紙1）において、応募枠を選択してください。特別枠で不採択の場合、希望があれば一般枠で選考します。

- (1) 特別枠：1団体当たり上限1,000千円

南薩地域振興に特に効果が期待される取組について、特別枠の範囲内の金額で補助する。（1/2以内）

##### 【対象事業】

- ・ JR指宿枕崎線を活用した観光振興及び地域振興
- ・ 薩南海岸県立自然公園を活用した観光振興及び地域振興
- ・ サイクルツーリズムによる観光振興及び地域振興
- ・ 多様な観光ニーズに対応するため、食や特産品などの地域資源を生かした観光振興及び地域振興

- (2) 一般枠 : 1 団体当たり上限300千円  
 地域の団体等が実施する地域づくりの活動等について、一般枠の範囲内の金額で補助する。(1/2以内)

### 5 事業実施により期待できる効果の設定

各事業において指標・現状値・期待値を設定し、応募書類の事業企画書(別紙1)に記入する。補助対象団体に選定された団体は、実績報告書で実績値を報告する。  
 ※ 事業に取り組んだことによって得られる成果・効果の目標を数値で設定し、その根拠と併せて報告すること。

### 6 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、特別枠が上限1,000千円、一般枠が上限300千円を原則とします。(千円未満切り捨て)  
 ※ 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、予めその金額を収支予算書(応募書類 別紙2)に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額になります。

### 7 事業の実施期間

補助金の交付決定日(9月上旬以降)から令和5年3月14日(火)までとします。

### 8 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

#### ○補助対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金, 出演料, 指導料等
旅費	交通費, 宿泊費等
需用費	印刷費, 消耗品費, 食糧費, 材料費等
役務費	設営費, 通信運搬費(ハガキ切手等), 手数料, 制作費, 宣伝費, 保険料等
使用料・賃借料	会場使用料, 運搬車両借上料, 機材借上料等
委託料	設営委託, 音響委託, 警備委託, 配信委託等
賃金	アルバイト賃金等
その他	前各号に掲げるもののほか, その他南薩地域振興局長が特に必要と認める経費

#### 〈補助の対象とならない経費〉

- ・ 申請団体に属する職員等に対する人件費
- ・ 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等)
- ・ 内部関係者の打合せの飲食費や, 交流会・懇親会費用  
(外部講師や外部のボランティアの弁当代等の食糧費は対象)
- ・ 備品購入など個人(団体)の資産形成に資するもの
- ・ 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金, グリーン料金)
- ・ 施設の改修, 維持補修費(ただし, 他目的への転用や機能向上を伴うものについては対象となる場合もあります。)

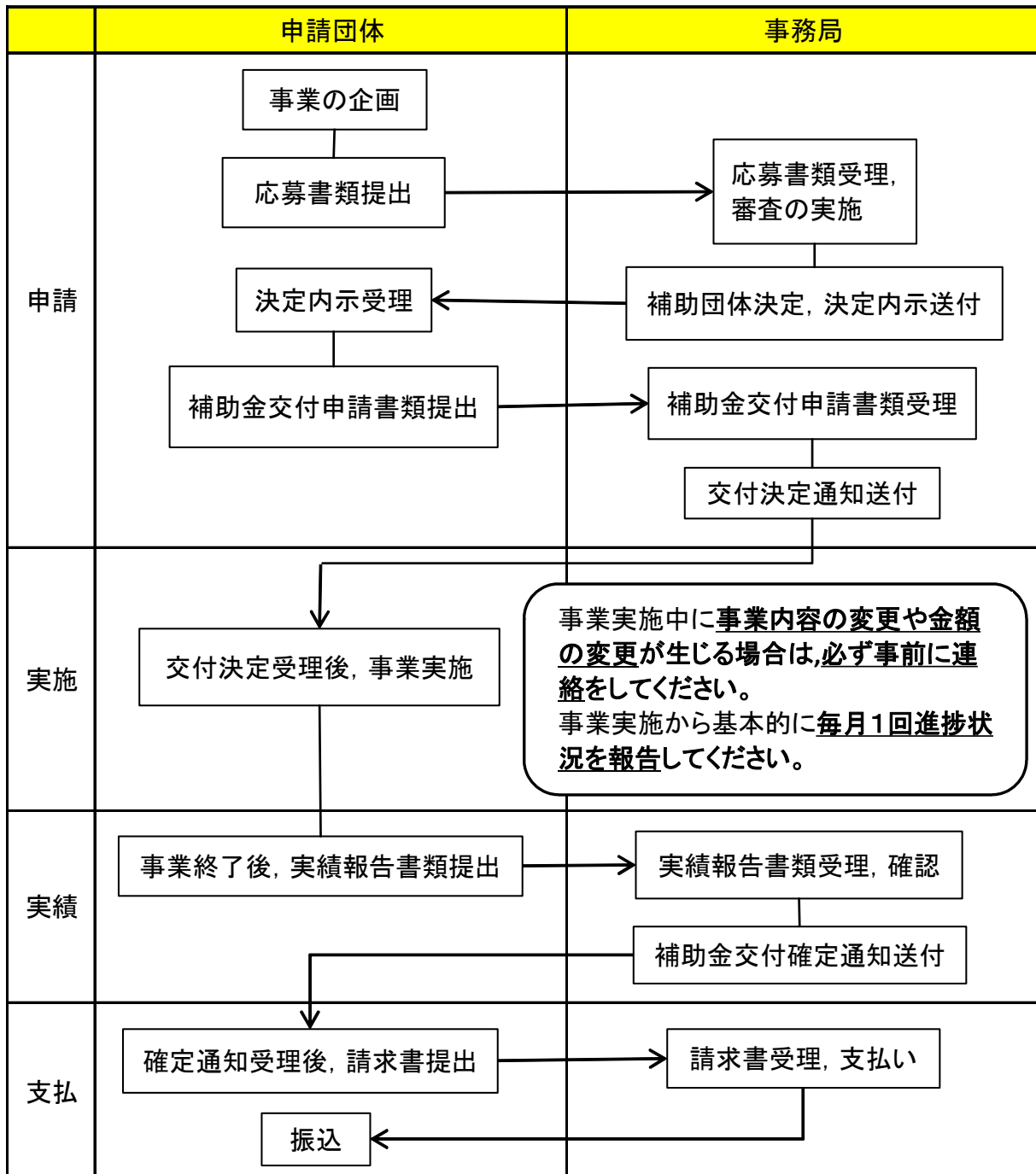
※ その他, 南薩地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。

#### 〈留意点〉

- ・ 補助対象経費は, 補助金交付決定日から令和5年3月14日(火)までの事業終了日の間に支出した経費とします。

- ・ 領収書，明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。
- ・ 他の事業と共通して支払いを行う経費については，使用頻度や割合に応じて按分すること。
- ・ 補助対象となるか疑義のある場合は，事前にお問い合わせください。

## 9 事業の流れ



## 10 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間  
 令和4年6月29日（水）～8月17日（水）（午後3時必着）  
 ※ 8月17日（水）午後3時を過ぎた書類は受け付けません。
- (2) 応募方法  
 次の応募書類を応募先まで，郵送，電子メール又は直接お持ちください。

※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 応募書類

ア 「なんさつ応援プロジェクト」企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 団体概要（別紙4）

カ 新型コロナウイルス感染症対策要件確認書（別紙5）

キ 添付書類（A4版とします。書式は自由です。）

（ア）団体の定款・規約

（イ）団体の役員名簿

（ウ）団体の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料（既存があればそれで可）

※ アからカまでの様式は、南薩地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却しません。

## 11 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類をもとに書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聞き取り確認を実施します。

## 12 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

(1) 目的の的確性

- ・ 団体等が南薩地域において地域貢献、地域社会づくり、地域課題の解決などを目指して実施し、地域活性化に資することが期待できる事業であるか。
- ・ 広報を広く行い、集客性が期待できる事業であるか。

(2) 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であるか。
- ・ 収支計画が事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されるものとなっているか。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続や関係者との調整が行われているか。（又は行われる見込みであるか。）
- ・ 事業を安全かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか。
- ・ 団体等が自主的に取り組み、地域の協力が得られ、かつ、公益的な事業であるか。

(3) 事業の妥当性

- ・ 団体等が構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でなく、事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であるか。
- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであるか。
- ・ 補助対象経費総額に対して南薩地域の事業者（申請団体・構成員を除く）への支出額の占める割合が大きいのか。

(4) 事業の発展性

- ・ 当該事業が一過性の取組ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を活かした取組を継続的にを行い、自立自興した取組、その広がりが見込めるか。

- ・ 前年度から自主的に実施している事業については、その中で新たな取組が明確になっており、更なる地域活性化が期待出来る取組であるか。

### 13 選考結果と補助金の交付

#### (1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対して、文書にて通知します。

#### (2) 補助金の交付申請

補助対象団体に選定された団体については、次の「補助金交付申請書類」を提出していただき、それに基づき、補助金の交付決定を行います。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

#### (3) 補助金の交付

補助金は、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象額が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがありますので、御了承ください。

### 14 会計処理等

#### (1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の経理と明確に区分するものとします。

#### (2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

### 15 事業の変更について

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業金額に変更が生じる可能性がある場合は軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

### 16 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日後又は令和5年3月20日（月）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支精算書

(4) 補助対象経費の支出を証する帳簿、領収書等の写し

(5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等

(6) 事業成果調書

## 17 スケジュール

項目	内容
応募期間	令和4年6月29日（水）～8月17日（水）午後3時必着
審査・選考	令和4年8月18日（木）～
結果通知	令和4年9月上旬
交付申請 交付決定	結果通知日の翌日以降

## 18 その他の留意事項

- (1) 事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、原則として次の記載例を参考に当事業の補助金の補助を受けている旨を記載してください。

記載例：この事業は、地域振興推進事業（なんさつ応援プロジェクト）として鹿児島県南薩地域振興局から補助を受けています。

※ 事業実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物に上記に示す記載が無い場合は、原則として補助対象外経費と見なします。

※ 共催、後援又は協賛と記載するためには、別途申請が必要です。

- (2) イベント等を行う場合については、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じた上で開催してください。

開催に当たっては、県ホームページや内閣官房等ホームページ等により、開催制限等の最新情報を確認し、感染状況に応じた感染防止対策を講じること。

※ 適切な事業の実施を確認するため、応募書類に別添の新型コロナウイルス感染症対策要件確認書を添付して提出してください。

## 19 問合せ及び応募先

南薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒 897-0031 南さつま市加世田東本町8番地13

電話 0993-52-1307

Eメール：minami-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.kagoshima.jp/al01/chiiki/nansatsu/index.html